



令和4年11月24日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

電力スポット市場における余剰全量供出の未達について

令和4年10月、電力スポット市場において、大手電力事業者による余剰全量供出の未達があったため、電力・ガス取引監視等委員会は、当該事案に関し調査確認の上、業務改善指導を行いました。

1. 概要

電力・ガス取引監視等委員会事務局においては、大手電力事業者に対して、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場において余剰全量の売り入札を行ったことを示すデータの提供を求め、これを確認しているところです（令和3年6月29日 当委員会プレスリリース）。

同確認の過程において、余剰全量の市場供出が達成できていなかった事例があったことが判明したため、下記のとおりお知らせします。

● 10月23日受渡し分 四国電力株式会社

入札量の設定を誤り買い入札を過大に行ったため、余剰全量の売り入札を行っていた場合に比べて、実質的に供出量が0.28GWh減少した。

これにより、同日の特定のコマにおいて、約定価格が1円程度上昇した可能性がある。

2. 当委員会の対応

上記事案につき事業者ヒアリング・現地調査等により事実関係の調査を実施したところ、市場相場を変動させる意図は確認されなかったものの、今後同様の入札行動が繰り返される場合には厳重な措置があり得る旨を指摘し、実際に約定価格が大きく変動した可能性等を考慮して、同社に対し再発防止を徹底するよう、以下のとおり文書による業務改善指導を実施しました。

- (1) 今後、同様の行為を含む問題行為をしないよう、以下の内容をはじめとする再発防止策の確実な実施等必要な措置を講ずること。
 - ① 入札業務が適切に執行されるよう、入札に係る規程・マニュアルを遵守することに関する研修等、入札業務に従事する者への指導・教育を実施し、関係者に周知徹底すること。
 - ② 誤算定が生じる事態を最小化できるよう、スポット市場への入札に係るシステム・ツール等を見直すこと。
- (2) 前記(1)に基づいて講じた措置並びに実施した周知の内容及び日時について、令和4年12月28日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局
取引制度企画室長 東
担当者:住田、上條、竹内、小林、藤本
電話:03-3501-1552(直通)